

11 競争政策・金融

(1) 競争政策

金融分野における競争政策の一層の推進【平成 19 年度措置】

我が国の経済・社会の活性化のためには、競争政策の推進が一層重要な課題となっており、金融分野においても競争政策の推進は重要な課題である。

したがって、金融庁においても、競争政策の推進という観点から金融分野の法制の在り方及びその運用について点検をし、必要な措置を講ずる。

また、競争政策を進める上で、エンフォースメント（ルールの実効性の確保）の見直し・強化も併せて検討し、必要な措置を講ずる。（ 金融ア ）

企業結合に係る届出制度の見直し【平成 19 年度検討、平成 20 年度結論】

企業結合審査に要する資料の提出については、膨大であるとまでは言えないものの、当事会社に対し一定の負担を強いるものとなっている。

したがって、企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行う。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得る。（ 競争イ(イ) ）

不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等【平成 19 年度措置】

消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきている中、総付景品の提供を過度に規制することは適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害することになりかねないことから、公正取引委員会は、平成 19 年 3 月 7 日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号）を改正し、総付景品の最高額を 2 倍に引き上げたところである（同日施行）。

したがって、今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。（ 競争イ(ウ) ）

(2) 金融

金融横断分野

ア 銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討【平成 19 年度検討】

金融持株会社傘下の銀行と証券会社の間には、欧米に比べ厳格な銀行・証券のファイアーウォール規制が存在しており、我が国の金融機関における総合的な金融サービスの提供やグループ全体でのリスク管理等において機動的対応の制約要因になっているとの指摘がある。また、こうした規制は我が国企業のグローバルかつ機動的な事業戦略展開にも影響を及ぼしかねない等の指摘がある。

したがって、銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行う。(金融ア)

イ 包括的な消費者信用法制の整備【平成 19 年度検討】

業態を超えた横断的な金融サービスの提供が可能となるなかで、消費者が信用供与を受ける形態は多様化してきており、その間に、過剰貸付、不適正与信、多重債務、利用者被害といった問題が多く発生している。

消費者信用分野における諸問題については、金融サービスの横断化の流れに対応する観点から、各業態等における取引実態等を踏まえた上で、消費者信用分野全体の観点から検討されるべきであるが、消費者信用に関する現行の法制度は、消費者金融、販売信用がそれぞれ縦割りに規制されている状況にある。

現在、消費者金融については、取引実態等を踏まえた上で、多重債務の防止を主眼として、具体的な法制整備が進められているところであるが、販売信用においては、このような具体的な法制整備が進められていない。

したがって、消費者信用分野においては、消費者金融制度との整合性も視野に入れながら販売信用制度に係る具体的な法制整備を進め、中期的には、関係省庁が連携の上、各業態等における取引実態等を踏まえた上で、共通化すべき事項等について法制の統一を行うこと等につき、検討を行う。(金融ア)

預金取扱金融機関

ア 信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和【平成 19 年度検討】

信用保証協会保証付債権の譲渡については、平成 17 年度の政令改正によって譲渡先にサービサーや再生ファンドが追加されたが、譲渡の条件として、「再生支援協議会が関与して策定された再生案件等」の要件が求められている。

信用保証協会保証付債権の譲渡範囲については、その拡大によって、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資するとともに、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。近年の企業再生が、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組とともに、民間における取組も進められてきたことも踏まえ、本年 4 月より、信用保証協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定せず、各保証協会が設置する「再生審査会」の承認を得た再建計画に基づく場合も対象とするよう運用通達が発出されたところである。

したがって、今後は「再生審査会」の承認した案件の実績等をフォローする等の方法により、措置の十分性の検討を行うとともに、財政負担については慎重に判断を行いつつ、追加施策の要否について、検討する。(金融イ)

イ 銀行等による証券事故処理のためのいわゆる「事故処理分別口座」保有の解禁【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

証券会社は、特定口座等における証券取引の取り扱いにおいて顧客の注文の執行を誤る等の行為があった場合には、当該行為に係る取引を解消し、または顧客注文の本旨に従った履行をするための処理（「事故処理」）を行うにあたり、顧客の税額計算に影響を与えないために、事故処理のための分別口座における処理が認められており、また当該口座で処理された取引については、取引報告書の交付義務の適用除外などの規定が置かれるなどの措置がなされている。

しかしながら、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録を受けた銀行等（「登録金融機関」）については、このような処理等が認められていない。

したがって、証券取引法第 65 条の 2 第 1 項の登録を受けた銀行等について、証券会社と同様に事故処理ができるよう検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。(金融イ)

ウ 銀行等による「ラップ口座」契約締結の代理の容認【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

現在、銀行等は、顧客から要望があった場合「ラップ口座」サービスを提供する証券会社を紹介することや広告等を含めた勧誘は行っているが、契約締結権限はない。

「ラップ口座」を通じた資金運用については、富裕層等を中心としてニーズが

あり、現状証券会社に認められている「ラップ口座」の契約締結について、銀行等が代理又は媒介を行うことが認められれば、ワンストップショッピングでの顧客利便性の向上が実現可能である。また、「貯蓄から投資へ」という流れの中、より幅広い顧客層による証券市場へのアクセス機会の増大の観点からも、極めて有効であると考えられる。

したがって、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の勧誘が認められた経緯や実態等を十分に踏まえながら、銀行等による証券会社の「ラップ口座」の契約締結の代理・媒介を認めることについて、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。（金融イ）

エ 証券取引における総合口座貸越の取扱いの見直し【平成 19 年度検討開始】

現在、証券取引法第 44 条第 3 号および同法第 65 条の 2 第 5 項により、口座振替契約を付した投資信託累積投資や証券取引口座（自行のみならず委託証券会社口座を含む）等の商品・サービスについては、総合口座貸越が発生する蓋然性が高いとして、その提供が制限されている。

しかしながら、顧客の利便性の観点から、口座残高に一時的な不足が発生した際などに利用されている総合口座貸越を、証券取引口座においても同様に利用することが可能となれば、証券取引口座の残高が買付代金に僅かに及ばない場合等において、貸越限度額内であれば、取引未済が発生するような事態が回避される、あるいは、満期到来前の固定性預金の中途解約資金による入金や他口座からの振替入金等の手段をとらずとも決済することができるようになるため、現在の取扱いの見直しを検討すべきとの指摘がある。

他方、証券投資のために必要な資金が不足した際に、これを自動的に補填するような仕組みを認めることは、過剰取引を招くおそれがあるほか、いわゆる適合性の原則に照らしても必ずしも望ましくないとの指摘もある。

したがって、利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点を比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で、証券取引における総合口座貸越を認めるか否かの検討を開始する。（金融イ）

オ 地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供義務の在り方【平成 19 年度中に検討】

地方自治法施行令では、地方公金の収納・支払いの事務について、指定金融機関（以下「指定金」）の責任を明記するとともに、指定金の担保提供義務を規定し

ている。また、地方公営企業法施行令にも、地方公営企業に関して同様の定めがある。

しかしながら、当該担保提供義務の規定は、指定金等の破綻や事務ミスによる損害賠償など広範な債務の履行を確保するためのものと考えられるが、収納・支払いに係る地方公金は、仕掛かり中の決済債務および決済用預金として預金保険法により全額保護されている、収納・支払いの事務について個別地方公共団体と指定金が締結している事務委託契約の中で、損害賠償責任および担保について定めている、等の理由から、法令による担保提供の義務付けは過剰であると考えられる。

したがって、地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供を法令で義務付けることについて、その実態や地方公共団体の意見等も踏まえ、その在り方について検討する。(金融イ)

カ 銀行社債と金融債の在り方の見直し【平成 19 年度検討】

平成 13 年度以降、長短分離制度の将来について、また、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間の商品性の違いやイコールフットィングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討が行われてきた。

しかしながら、その後、会社法の施行に伴い、社債について、売り出し発行が認められるなど、銀行社債と金融債の商品性の違いが以前に比して縮小している。他方、完全民営化に向けた移行期の政策金融機関や一部の金融機関では金融債の発行が引き続き認められているという現状がある。

したがって、こうした点を踏まえ、今後の政策金融機関の完全民営化後の姿をめぐる議論や銀行の資金調達ニーズ等も踏まえつつ、銀行社債と金融債の将来的な在り方について検討する。(金融イ)

キ 信託兼営金融機関等に対する信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁【平成 19 年度結論】

信託専門関連業務子会社の営む併營業務を、親会社である信託兼営金融機関等が取扱い、窓口業務を担うといったニーズが存在するが、信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第 1 条第 1 項第 4 号から第 7 号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。

しかしながら、信託兼営金融機関が営むことができる併營業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことや親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うこ

とは、必ずしも業務の適正を損なう恐れがあるとはいえないと考えられる。

証券代行業務、相続関連業務等については実務上強いニーズがあり、本要望が手当てされれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。

したがって、信託兼営金融機関等について、信託専門関連業務子会社が営む併営業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務の規制についての緩和を検討し、結論を得る。（金融イ）

ク 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成 19 年度検討開始】

協同組織金融機関は、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおり、最も身近な金融機関として地域金融の重要な担い手となっている。一方で昨今では、地域に密着し、借り手との密接なコミュニケーションを維持する金融のあり方が世界的にも注目を集めている。また、貸金業法の抜本改正が行われ、セーフティネット貸付等、零細な借り手への円滑な資金供給方策が政府をあげて検討すべき課題となっている。

信用金庫・信用組合を含む協同組織金融機関の業務及び組織につき、その存立意義の視点からの検討は、平成 2 年 7 月 13 日付けの金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を最後に、本格的な見直しは行われていない。それ以降、16 年が経過し、その間、協同組織金融機関をめぐる環境は大きく変化している。

そこで、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が果たすべき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する必要があると考えられる。

協同組織金融機関は、業務や資金調達手段が制約されているため、今日の環境のなかでその制約を見直すことにより協同組織金融機関が一層そのあるべき機能を発揮できるようになるとの指摘がある一方、協同組織金融機関については税制上の優遇措置が認められており、今後、銀行と同一の条件で業務を行っていくのであれば、税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再検討が必要になると考えられる。また、株式会社組織の金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機能していないとの指摘もあり、業務面と合わせて組織面での制度の整備も必要であると考えられる。

したがって、こうした今日における環境の中で、協同組織金融機関が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業

務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。(金融イ)

金融商品取引業

ア 資本市場の監視機能の見直し

(ア) 勧告・告発といった証券取引等監視委員会の有する権能の一層の活用【逐次実施】

委員会は、勧告、告発に向けて、その取組を強化することにより、市場におけるルール違反には厳格に対処するという姿勢を明らかにする。

その際には、一般投資者等からの情報の収集の強化、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関との連携の強化、民間のノウハウの活用を図る。

その他、委員会は、「証券取引等監視委員会の活動状況」において、勧告等の実施状況を公表しているが、このような取組を通じて、引き続き監視機関としての活動状況を市場に周知し、ルール違反に対する抑止力を高めるよう努める。

(金融ウ)

(イ) 課徴金制度の適用強化を通じた市場ルールのエンフォースメント強化【逐次実施】

金融庁及び委員会は、課徴金制度の運用について、一層の強化に努める。そのため、委員会は、(ア)の取組を通じて課徴金納付命令の前提となる勧告制度の運用を強化する。

そして、金融庁は、課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を行う。(金融ウ)

(ウ) 市場の実情に応じたルールの迅速な見直しに向けた建議等の実施【逐次実施】

委員会は、常に制度的な問題が生じていないかとの観点からその調査・検査を実施し、ルールが市場の実情に応じたものとなっていないと判断される場合には、直ちに建議等を行い、金融庁はそれらを踏まえて迅速に施策を実施する。その際、可能な限り当該施策の実施に至るまでの透明性の向上を図る。(金融ウ)

イ 投資顧問業法第 35 条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

投資顧問業者に毎営業年度経過後 3 ヶ月以内に提出が義務付けられている営業

報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。

投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第 16 条第 1 項に規定する書面でこれを明らかにしなければならないが（投資顧問業法施行令第 13 条第 3 項、第 16 条）、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている（投資顧問業法第 23 条の 2 第 1 項、第 23 条の 3 第 1 項）。

したがって、内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第 16 条第 1 項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第 35 条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化につき、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討し結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。

（ 金融ウ 22 ）

ウ 有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

現在、証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等を行うことは証券取引法により禁止されており、有価証券購入代金の決済をクレジットカードで行うことに関しては、これに該当するおそれが強いと認められているため、現在行われていない。

他方、クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済を認めることによって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性の向上に資する面もある。

したがって、これらを踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）等に基づき、政令・内閣府令を整備するなかで、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」（金商法第 44 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号、第 66 条の 14 第 1 号ホ）としてどのようなものが考えられるかにつき結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。（ 金融ウ ）

エ 証券取引法における「子法人等」の定義の改正【平成 19 年度結論、以後速やかに措置】

証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）における「子法人等」と「財務諸表等

の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)などその他の法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨を踏まえつつも均衡を図る観点から、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で規定することについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。(金融ウ)

オ 証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大【平成19年度結論、以後速やかに措置】

「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項が規定する適格機関投資家については、同法の金融商品取引法への改題など、これまでに実施した措置による実情等を評価した上で、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等に基づく政令・内閣府令等を整備する中で、事業会社の適格機関投資家要件の緩和及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。(金融ウ)

カ 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和【平成19年度結論、以後速やかに措置】

証券取引法の審議過程における議論を踏まえつつ、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有している適格機関投資家に売買を限定する場合や、海外の市場に上場しているETF(Exchange Traded Fund: 株価指数連動型投資信託受益証券)に限定する場合など、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び運用報告書の交付義務の在り方について、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。(金融ウ)

キ 財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和【平成19年度結論、以後速やかに措置】

投資運用を行う業者が、恣意性が入らないよう一定の要件を基に限定的に行うインターナル・クロス取引について、投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意」を得るとの要件を緩和するよう、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。(金

融ウ)

ク 赤字・赤字規制の廃止【平成19年度結論、以後速やかに措置】

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）第 14 条、第 15 条に規定する書面の交付に関し、いわゆる赤字・赤字規制を廃止することについて、金融商品の販売等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）等、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）に基づき、政令・内閣府令等を整備する中で結論を得るとともに、以後速やかに所要の措置を講ずる。（金融ウ）

保険

ア 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 20 年度までに措置】

昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。

また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。

保険業法 107 条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社又はその子会社が一般事業会社の議決権を 10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を 10 年間に限り 10%超保有することが認められている。この 10 年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則 56 条に規定するベンチャー企業の範囲を合理的限度で拡大することは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものとも考えられる。

したがって、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業などにまで拡大すべく必要な措置を講ずる。（金融工）

イ 保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成 19 年度措置】

企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効であると考えられる。

現在、保険会社は投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲規制の観点から問題ない可能性もある。

また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。

したがって、保険会社の投資顧問契約等の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うにあたり十分な態勢を構築することが出来るかどうかを確認したうえ、19年度中に認めるべく必要な措置を講ずる。(金融工)

ウ 保険会社の業務の代理、事務の代行の届出制への移行【平成19年度検討】

保険会社の経営資源の有効活用や、既存の募集チャンネルを活用した生損保のクロス・マーケティングを可能とする観点から、保険会社は保険業法施行規則51条により、他の保険会社の、() 保険の引受その他の業務に係る書類等の作成及び授受等、() 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務、() 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査、() 保険募集を行う者の教育及び管理、という業務の代理や事務の代行を行うことが認められるが、当該業務を行うためには内閣総理大臣の認可を要することとされている。

他の保険会社の業務の代理、事務の代行を営むことを認可にかからしめているのは、生損保兼営禁止の趣旨や子会社方式による相互参入を認めた趣旨に反しないか否かを事前にチェックする必要があるからとされ、具体的には業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人が確保されているか等、認可申請者として業務の代理等を的確に行う能力を備えているかといった観点からの審査を行うこととされている。

しかしながら、冒頭述べたような生損保の様々な商品を利用者に迅速に提供するという観点からは、認可はその取得までに相応の期間を要し、必ずしも本制度の十分な活用が図られているとは言えない面もあるほか、当該規制の目的の実現については、必ずしも認可という規制でなくとも一定の要件を具備した旨の届出を課した上で、事後的な検査・監督によって適切な業務が遂行されているか否かをチェックすることで達成されるものと考えられる。

したがって、保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、現在認可によって行うことのできる業務のうち、認可制から届出制とすることができるものがないか検討する。(金融工)

エ 保険会社の資産別運用比率規制の見直し【平成 19 年度検討開始】

保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産運用については、例えば国内株式及び外貨建資産の保有はそれぞれ総資産の 30%、不動産の保有は総資産の 20%を超えてはならないとされている。

しかしながら、ソルベンシー・マージン比率の算定方法の見直しや、各保険会社に対するオフサイトモニタリングの導入といった保険会社の健全性を確保するための事後監督手法が構築されてから既に 5 年が経過しており、こうした保険会社に対する監督手法が変化している状況のなかで、各社一律の事前規制である資産別運用比率規制については、見直しをすることが考えられる。

したがって、以上の状況を勘案し、現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえた上で、保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、保険会社に対する資産別運用比率規制の見直しについて検討する。(金融工)

オ 自賠責保険の手続き等に関する各種規制の緩和【平成 19 年度結論】

金融分野においても様々な規制緩和が進んでいるなかで、自賠責保険の手続き等においては、なお合理的とは言えない規制が存在している。

一つは、保険契約者は自賠責保険証明書の記載内容に変更が生じた場合には、当該変更内容を証明書上に直接記入する形で手続きを完了し、自動車に備え付けなければ自動車の運行が出来ないこととされている。

これについては、当該車両を継続して運行することを可能とし、顧客利便の向上が図られるよう、手続の簡素化等を行う。

また、自賠法において、同一の車両について複数の自賠責保険契約が締結された場合には保険期間の終期が早い方の契約を解約することと定められている。

しかしながら、仮に保険期間の終期が早い方の自賠責保険契約を継続させる場合であっても、当該継続される契約が当該車両の車検期間を満たしていれば、原動機付自転車等の車検対象外の自動車を除き、基本的には無保険車が発生することは考えられず、契約者にとって、解約せずに継続させたい契約を選択することが可能となるという意味で、重複契約の解消と契約者の利便性も向上することとなる。

したがって、自賠責保険における変更手続き規制の緩和や重複契約時の解約規

制の緩和といった自賠償保険にかかる契約手続き等に関する上記の規制についての緩和を検討し、結論を得る。(金融工)

カ 保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営可能業務の拡大【平成 19 年度結論】

保険料の収納事務、保険金の支払事務といった「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が併せ行うことができる業務は、保険事故の調査等に特に限定されている。当該子会社については保険会社の固有業務の一部を行うものである以上、他業によるリスクの混入を防ぐため、保険業との親近性が強い業務のみ兼営することが認められるというのが規制の理由である。

他方、近年の企業を取り巻く事業環境は、情報セキュリティを始め高度で多様なリスク管理が求められており、企業に求められる十分なリスク管理体制を整備していくためには、一定の企業規模が必要である。そのためには、保険会社が有する複数の子会社を統合・再編し、一定の規模を持つことが有効な手段となり得る。

また、保険会社本体において証券仲介業は法定他業として認められているものであるが、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社は営むことができない。当該子会社についても証券仲介業を営むことが可能となれば、保険会社にとって経営の効率化を図るための選択肢がより多様化する。

したがって、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社の業務範囲に、保険会社の子会社に認められている従属業務及び金融関連業務のうち現在兼営が認められていない一部業務を追加し、また証券仲介業についても兼営可能業務とすることについて検討し結論を得る。(金融工)

キ 金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃を含めた見直し【平成 19 年度結論】

保険会社が付随業務として資金貸付業務の代理や事務の代行を行う場合には、個別の認可が必要であるが、保険会社においては、資金の貸付が固有業務と位置付けられており、総資産の一定程度の貸付残高を有しているにも関わらず個別の認可が必要とされることは、銀行が行う個別の融資の取次ぎや融資のアレンジャー業務等を機動的に行う上で阻害要因となっている。

したがって、保険会社の経営資源の有効活用及び顧客利便性向上に向けて、保険会社が行う資金の貸付の代理又は資金の貸付に係る事務の代行については、認可制の撤廃を含めた見直しについて検討し結論を得る。(金融工)

その他

ア サービス法の見直し【平成 19 年度結論、以降速やかに措置】

債権回収会社（サービサー）は、平成 11 年 2 月の制度の発足以来、不良債権の処理等において大きな役割を果たしている。

現在、不良債権処理における債権回収会社の役割を一層充実させるとともに、債権回収業務の更なる適正化を図る観点から、必要な法令改正を含めた制度改正が検討されているところである。

したがって、上記検討について早期に結論を出すとともに、結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。（金融才）